

ユニット型介護老人福祉施設重要事項説明書
 (社会福祉法人 三幸福社会 特別養護老人ホーム 癒しの里 南千住)
 < 年 月 日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3803-3700
 ※土曜、日、祭日を除く午前9時から午後5時30分まで
 担当 生活相談員
 ※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 癒しの里 南千住 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 三幸福社会 特別養護老人ホーム 癒しの里 南千住
所在地	東京都荒川区南千住6-67-8
介護保険指定番号	ユニット型介護老人福祉施設 (東京都 1371803329号)

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	地域密着型兼務	1名			1名
医師			1名		1名
生活相談員	地域密着型兼務	2名			2名
管理栄養士	地域密着型兼務	2名			2名
介護支援専門員	地域密着型兼務	2名			2名
機能訓練指導員	地域密着型兼務 看護師兼務		1名		1名
事務職員		1名	1名		2名
介護・ 看護 職員	看護師	3名			3名
	准看護師	2名	1名		3名
	介護福祉士	14名	13名		27名
	ホームヘルパー1～2級・初任者修了者	16名	12名		28名
	その他	0名	0名		0名

(3) その他施設概要

定員	90名	特 養 80名 ショート 10名	医務室	2室
			機能訓練コーナー	1箇所
居室	全室個室	90室	談話コーナー	5箇所
	生活共同室	9箇所	地域交流スペース	1箇所
浴室	11箇所	個浴、機械浴等		
送迎車	3台	ロング車(特殊車)1台 普通車(特殊車)2台		
協力病院		東京リバーサイド病院（荒川区南千住8-4-4）		
協力医院(往診)	ひのき歯科（北区赤羽） じんデンタルクリニック(荒川区東日暮里)			
	アイみらいクリニック眼科(豊島区)			

3. サービス内容

① 居室

施設の提供する居室は全室個室となります。

その際、選択する階及び居室は、ご利用者様の希望ではなく、施設側でご利用者様の心身の状況により選定いたします。

従いまして、ご利用者様の心身等の変化によって、やむを得ず居室を変更する場合には、ご利用者様又はご家族様の同意を得ます。

② 施設サービス計画(介護サービス計画)の作成と開示

ご利用者様の意向を踏まえた上で、介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を介護支援専門員が作成し、ご利用者様又はそのご家族様に同意を得ます。

上記に基づくサービス提供記録は希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できます。

③ 食事の提供

(1) 食事は、栄養並びにご利用者様の身体の状況及び嗜好を考慮したものとします。

(2) ご利用者様の身体の状況または病状のため、一般食を提供することに無理がある場合には、医師の処方箋によって特別食を【契約書別紙】に定める料金で提供いたします。

(3) 概ね次の時間に提供いたしますが、ご利用者様の申出には十分考慮します。

朝食: 午前7時30分～ 昼食: 午後0時～ 夕食: 午後6時～

ご希望に応じ、居室・1階ロビー・食堂等、提供場所を選択できます。

(4) 予め連絡があった場合は、衛生上または管理上許可可能な一定時間(2時間以内)食事の取り置きをすることができます。

(5) 予め欠食の旨の連絡があった場合には、食事の提供をしなくてよいものとします。

(6) 年間を通じて、季節感あふれる行事食や選択食を料金を掲示し、同意を得た上で提供いたします。

(7) 経口摂取に移行するための栄養管理は、経口移行計画を作成し、ご利用者様又はそのご家族様に説明し同意を得た上で実施いたします。

④ 入浴

原則、利用者の希望に沿った入浴をします。

但し、施設の状況・利用者の状態に応じ、希望に添えない場合もありますが、最低でも、週に2回以上の入浴又は、清拭を行います。

また、ご利用者様に疾病があったり、伝染性疾患の疑いがある等、医師が入浴が適当ではないと判断する場合には行わないこともあります。

⑤ 介護

施設サービスに沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動等の付添い等

⑥ 機能訓練

ご利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するために、計画に基づいて定期的に訓練を行います。

⑦ 生活相談

ホーム職員は、常にご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を心がけ、ご利用者様またはそのご家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑧ 健康管理

ホームの医師または看護職員は、常にご利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとるとともに、必要に応じてその記録を作成して保存しております。

また年1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

⑨ 理美容サービス

当施設では月に2回(第1、第3月曜日)理美容サービスを実施しております。

【契約書別紙】に定める料金で提供します。

⑩ 行政手続代行

ご希望の際は、ご家族様に代わり必要な行政手続きを【契約書別紙】に定める料金で行います。

⑪ 金銭等管理代行

ご家族様がやむ得ない事情により金銭等管理行えない場合、【預かり金等取り扱い規程】に基づき、【契約書別紙】に定める料金で施設が管理の代行を行うことができます。

⑫ 所持品保管

居室の床頭台やタンス等に所持品を保管できます。

貴重品については居室での保管を原則禁止しています。

ご本人管理の貴重品類の紛失・盗難等については施設での責任は負いかねます。

⑬ レクリエーション

当施設では、毎月誕生会や季節行事等の行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

詳しくは事前にお知らせいたします。

⑭ 栄養ケアマネジメントの計画の作成

ご利用者の意向を踏まえた上で、心身の状態に合わせ、栄養面での留意点を盛り込んだ栄養ケア計画を作成、ご利用者様又はそのご家族様に説明し、同意を得ます。

4. ご利用料

(1) 基本利用料

別途、【契約書別紙】にてご説明します。

(2) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、請求後10日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、口座からの自動引き落としが事業所が指定する口座にお振込下さい。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

① 要介護1以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は、電話等でご連絡下さい。

② 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期限は要介護認定の期間と同じです。

ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

※ 詳細は、生活相談員にお尋ね下さい。

(2) 利用者の入院中の取り扱いについて

- ・入院する必要が生じた場合であって、医師の診断により入院後おおむね3ヶ月以内に退院する事が明らかに見込まれる時は、退院後再び円滑な入所をすることができます。

(3) 入院ベットの活用

入院中の空きベットは、介護保険法により、空きベットをショートステイのベットとして他者が使用できるとありますが、ユニット型(個室)施設であることから本契約時においてご本人・ご家族の同意を得た(同意書・別紙)のうえで使用させていただきます。

(4) 退所手続き

① ご利用者様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ご利用者様の要介護認定区分が要介護1～2と認定された場合は原則退所となります。

※ この場合、荒川区との相談のもと、特例入所に該当するか判断します。

- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族などが当施設や当施設従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了7日前までに文書で通知いたします。
- ・ご利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所して頂く場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 三幸福祉会のモットーである。3つの幸せである、「ご利用者様の幸せ」「ご家族様の幸せ」「地域の皆々様の幸せ」をコンセプトに、ご利用者様にとって温かみのあるサービスを提供できるように、全職員が努めております。
- ② 1階ロビーの地域開放をはじめ、施設と地域社会との統合に努めるとともに、ご利用者様から選ばれる施設づくりを目指しております。
- ③ 施設スタッフの専門性を社会に還元すべく、介護福祉士やホームヘルパー養成の実習施設、あるいは官公庁や民間企業の職員研修等、さらには学生・生徒の教育実習の場を提供しております。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年3回 以上の研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

・ご面会

- ① 9時00分～17時00分まで
- ② 曜日、月日等の制限はありません。何時ご面会にいらしても結構です。
- ③ ご面会の際は、お手数でも1階にあります面会簿へのご記入をお願いします。

・外出、外泊

- ① いつでもご自由におでかけいただけますが、事前に外出・外泊の許可をおとり下さい。

・飲酒、喫煙

- ① ドクターストップがない限り特に制限はありません。
ただし、飲酒については世間一般的な常識の範囲内で、また喫煙については、必ず所定の場所をお願いいたします。

・設備、器具の利用

- ① 歩行器・ポータブルトイレ等につきましては、施設で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいてもかまいません。

・金銭、貴重品の管理

- ① ご利用者様がご自分で管理することが困難な場合は、別途お申し出下さい。「預かり金等取り扱い契約」に基づいてお預かりいたします。

・所持品の持ち込み

- ① 原則として大きな家具等の持ち込みはできませんが、床頭台の上やベッド下等に収納できる大きさであれば、特に制限いたしません。
- ② テレビについては、居間・食堂に設置しております。ただし、個人としてご使用になりたい場合別途お申し出下さい。(電気使用料1日50円がかかります)
- ③ 衛生管理上適当でない物品の持込み、保管は禁止しております。また、食べ物に関しましても居室での保管は禁止していますので、必ず職員へお預け下さい。

・施設外での受診

- ① ご利用期間中に熱発等、医師の診療を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、対応方法について、ご相談申し上げます。

・ペット

- ① ご利用者様の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、原則、ご遠慮いただいています。

・施設内での禁止事項

ご利用者様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

- a 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- b 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。
- c 指定した場合以外で火気を用いること。
- d 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

・施設利用に当たっての留意事項

- ・高齢の方は、環境の変化に極めて敏感です。入所により精神的に不安定になられたり、認知症に類似した症状が出現することがあります。
ほとんどのケースが一時的なもので、施設の環境に慣れるにしたがい落ち着いてこられますが、ご家族の方にていただき、ご本人に安心感をもっていただくことが必要な場合がございます。
ご協力をお願いいたします。

- ・癒しの里ではご本人、ご家族の皆様にお話しを伺い、できる限りご希望にそった形でご利用していただくように心がけております。
共同生活になります。共同生活上お願いする事項(居室の変更等)もございます。ご協力お願いします。
- ・癒しの里は介護実習生受け入れ施設でございます。ご本人の安全・プライバシーに十分配慮した上で、実習生が介護実習・見学を行います。

(4)その他

・感染症対策

当施設では「感染症対策委員会」を設置しており、指針に基づき、ご利用者様の感染症予防に努めます。又、感染症BCP(事業計画)を策定しており、定期的な研修及びシミュレーションを行います。

担当責任者:感染症対策委員長

・事故対策

当施設では「事故対策委員会」を設置しており、指針に基づき、ご利用者様の安全確保に努めます。サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対応します職員は施設長に報告し、指示を受けて対応します。

ご利用者様のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。

必要に応じ、保険者に連絡し、事故報告書を提出します。 担当責任者:事故対策委員長

・褥瘡対策

当施設では「褥瘡対策委員会」を設置し、指針に基づき、ご利用者様の褥瘡予防に努めます。

担当責任者:褥瘡対策委員長

・個人情報保護対策

業務上知り得た契約者、ファミリー並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項に関しては、本人又は第三者の生命、身体等に危険がある場合、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。これらの秘匿を保持するものとします。

担当責任者:生活相談員

・虐待防止対策

当施設では、「虐待防止委員会」設置しており、施設長を虐待防止責任者とし、指針に基づきご利用者の虐待防止に努めます。

サービス提供により、虐待が発生した場合、職員は速やかに施設長へ報告するとともに、指示を受け対応いたします。

必要に応じ、市区町村に通報し、指示を受け対応いたします。 担当責任者:施設長

7. 緊急時の対応方法

ご利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

万一、容体が急変し危篤状態となった場合、救急隊・医師より延命処置(電気ショック・人工呼吸器の装着・気管切開等々)の判断を聞かれます。下記の連絡先に確認の電話を入れますが、連絡がとれない状況が発生した場合においては、ご家族の意思に沿わない場合でも、延命処置を行わざる得ないことをご理解下さい。尚、事前にはっきりとした延命処置の意思をお持ちの場合は、別途事前意思確認書を交わし、その意思に沿った対応を行います。

万一、救急対応した場合は事後報告になります。ご了承ください。

◎ 緊急連絡先(2ヵ所)

(第1連絡先)

氏名	
住所	
電話番号	/(携帯)
続柄	

(第2連絡先)

氏名	
住所	
電話番号	/(携帯)
続柄	

8. 非常災害対策

・当施設においては、非常災害時に備えて、非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄を実施しています。
また施設の火災探知機が作動すると自動的に消防署に通報される装置となっています。

・防火責任者 (正) 山田 渡 施設長

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者様相談・苦情担当

担当者 生活相談員 電話 03-3803-3700

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

(荒川区)

担当係 荒川区役所福祉部介護保険課

電話 03-3802-3111

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前8時半から午後5時15分まで

東京都国民健康保険団体連合会でも苦情・相談窓口を開いています。

(説明内容)

<1> 受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

<2> 苦情・相談窓口専用 03-6238-0177 (直通)

10. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三幸福社会	
代表者役職・氏名	理事長 松縄 和彦	
本部所在地・電話番号	葛飾区青戸8-18-13 03-5629-5843	
施設管理責任者	施設長 山田 渡	
定款の目的に定めた事業	1、特別養護老人ホームの経営 (5ヶ所) 2、老人デイサービスセンターの経営 (2ヶ所) 3、老人短期入所事業の経営 (5ヶ所) 4、保育所の経営 (1ヶ所) 5、有料老人ホームの経営 (2ヶ所) (特定施設入居者生活介護事業)	

11. サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	有り
【実施した直近の年月日】	令和6年3月17日
【第三者評価機関名】	サポート・ネット株式会社
【評価結果の開示状況】	とうきょう福祉ナビゲーションの ホームページに公表

12. その他

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、ご利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都荒川区南千住6丁目67番地8号
名称 社会福祉法人 三幸福社会
特別養護老人ホーム 癒しの里 南千住

説明者 所属 生活相談員
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名